

用語集

あ 行

赤潮：海水や河川の水の中でプランクトンが異常繁殖し、水の色が変色する現象。水が赤褐色に染まることが多いため、「赤潮」と呼ばれる。

ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

圧送：ポンプ設備等を利用し、汚水に圧力をかけ下水処理場まで輸送すること。管渠勾配を利用して下水を輸送する自然流下方式だけでは、長い管渠延長や地形変化により管渠の埋設深さが深くなる等、整備費用が高くなるため、起伏のあるエリアなどは圧送方式を組み合わせる必要がある。

雨水：降雨によって流域から生じる表面水。

※ 流域・・・一つの河川に降水が流入する全区域のことで、流域が接するところを分水界という。

雨天時浸入水：降雨の際、「マンホールの蓋穴や誤接続などによって汚水系統へ流入する雨水」と「地下水位上昇等に伴い汚水系統へ流入する地下水」の総称をいう。

汚水：トイレ排水や生活雑排水、工場からの生産活動による排水などの汚れた水。

※ 生活雑排水・・・台所や洗面所、浴室などからの排出される汚れた水。

汚水処理費：下水道事業の管理運営に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費の合計。下水道使用料で回収すべき経費は下水道事業の管理運営に要する経費のうち公費負担分を除いた、私費で負担すべき経費分の汚水処理費である。

汚泥：下水の処理過程で発生する泥状の物質。従来は廃棄物として埋立などで処分されてきたが、近年は技術の進歩等により、バイオガス、汚泥燃料、肥料等の多様な資源として活用できる資源として注目されている。また、社会全体が循環型社会への転換が求められる状況を踏まえ、2015年5月の下水道法改正においては、下水道管理者に対し、下水汚泥の減量化の努力義務に加え、発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務が規定されている（下水道法第二十一条第二号）。

か 行

改築更新：下水道施設の全部又は一部の再建築あるいは取り替えを行うこと。

管渠：下水を収集し、移送するための施設。

管渠老朽化率：法定耐用年数（50年）を超えた管渠延長の割合を表した指標。

企業債：地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるため起こす地方債（地方公営企業が1会計年度を超えて行う借入れ）。

企業債残高：事業者の年度末における地方債の残高。

基準外繰入：総務省は、毎年度「地方公営企業繰出金について」において、一般会計から公営企業会計へ繰出す基準を定めている。この繰出基準に基づかない繰入をいう。

基準内繰入：総務省は、毎年度「地方公営企業繰出金について」において、一般会計から公営企業会計へ繰出す基準を定めている。この繰出基準に基づく繰入をいう。

季節別運転管理：下水処理水放流先の養殖業等に配慮し、冬季に下水処理水中の栄養塩類（窒素やりん）濃度を上げることで不足する窒素やりんを供給するなど、地域のニーズに応じた季節毎に水質を管

理すること。

供用開始：下水道の処理区域において、下水道が整備され下水道が使用可能になったことを表す。

下水道：下水を排除するために設けられる排水管その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、またこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう（下水道法第二条第二号）。

下水道ビジョン：今後の下水道のあり方について長期的な視点に立った基本的な方針や施策の方向性を示し、市民の下水道事業への理解を深め、協力を得ながら着実に下水道の役割を果たすことを目的に策定したもの。町田市では2011年度に策定している。

嫌気無酸素好気法：下水処理場での水処理方法のひとつ。窒素とリンの除去を目的に標準活性汚泥法を改良した排水処理であり、反応タンクが嫌気槽と無酸素槽と好気槽の3つの槽で構成されている。

公営企業：地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。特別会計を設けて経営を行う（地方財政法第六条）。

公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう（水質汚濁防止法第二条第一項）。

※公共溝渠・・・公共の用に供される溝渠。下水道では処理場を有しておらず、かつ、流域下水道に接続していない下水道（雨水管）と都市下水路をいう。

グリーストラップ：飲食店や食肉加工工場において下水管に直接油脂が流出するのを防ぐため、法的に厨房等への設置が義務付けられた油脂分離阻集器のこと（建設省告示第1597号）。

高度処理：標準活性汚泥法で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。窒素やリンをさらに取り除くことができる。

さ 行

市街化区域：都市計画法に基づき区分される区域の一つで、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべきとされている区域。

市街化調整区域：都市計画法に基づき区分される区域の一つで、市街化を抑制すべき区域。開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則としておこなわれない。

事業計画：公共下水道を設置しようとするときに下水道管理者が定める計画のこと。5～7年の期間に実施する計画で、予定処理区域、計画下水量、設置する施設の能力等を定める

資本費：減価償却費、借入金の利息（一時借入金に係るものを除く）、起債取扱諸費等の合計額。

処理区域：排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域。

処理区域内人口：下水処理が開始されている処理区域に居住する人口を表す。

人口普及率：市内の全人口に対する、下水道が利用できる区域の人口の割合。

ストックマネジメント手法：下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

接続率：下水道を利用できる区域の人口に対して、下水道へ接続している人口の割合。

た 行

段階的処理：標準活性汚泥法の下水処理場において、既存施設・設備を活かし、運転管理の工夫と最小限の設備改造を組み合わせることで、段階的に高度処理化を図る手法。

単独公共下水道：主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

地方公営企業法：地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする法律。

東京都防災会議：災害対策基本法第十四条及び東京都防災会議条例に基づき設置される知事の附属機関。知事を会長とし、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、都及び区市町村等の職員もしくは代表で構成されており、東京都地域防災計画の作成（修正）及びその実施の推進等を所掌している。

都市計画決定：都市計画法では、市町村は、原則として知事への協議の後（町村の場合は知事の同意を得た後）市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする（都市計画法第十九条）。下水道は、都市計画に定めることができる都市施設である。

は 行

標準活性汚泥法：下水処理場での水処理方法のひとつで、最初沈殿池で沈殿汚泥を取り除き、反応タンク（エアレーションタンク）内で下水と活性汚泥をエアレーションによって混合後、最終沈殿池内で、活性汚泥を沈殿分離し、上澄水を処理水として流出させる方法。

※ 活性汚泥・・・下水に空気を吹き込み攪拌すると種々の微生物が繁殖し、凝集性のあるフロック（微生物の集合体）を形成する。これを活性汚泥といい、有機物の吸着能や酸化能に優れ、また、沈降性もきわめて高く下水の生物学的処理に用いられる。

※ エアレーション・・・空気と液体を接触させて液体に酸素を供給すること。

富栄養化：閉鎖性水域において、海水や河川の水に含まれる窒素化合物及びりん等の栄養塩類が流入し、藻類その他の水生植物が増殖繁茂することに伴ってその水質が累進的に悪化する現象をいう。富栄養化が進行すると、赤潮や青潮が発生する要因となる。

分流式下水道：汚水と雨水とを別々の管渠系統で排除する下水の排除方式。汚水のみを下水処理場に導く方法であり、雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないので、合流式に比べ水質汚濁防止上有利である。

閉鎖性水域：湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域の総称。汚濁物が滞留しやすく、富栄養化などの環境問題が起こりやすい特徴がある。

法適用：地方公営企業法の規定を適用すること。地方公営企業法の全部の規定を適用する「全部適用」と、財務規定等一部の規定を適用する「一部適用」に区分される。水道事業等 7 事業については法の全部の規定が当然に適用される事業（当然適用事業）とされており「全部適用」となるが、下水道事業は任意に適用ができる事業（任意適用事業）とされているため、条例により任意に「全部適用」又は

「一部適用」とすることができる。

ま 行

(仮称)まちだ未来づくりビジョン 2040:「まちだ未来づくりプラン」が 2021 年度をもって終わることから、新しい町田市基本計画として策定を進めているもの。

まちだ未来づくりプラン: 将来の町田市のあるべき姿を見据え、2012 年度から 2021 年度までの 10 年間に、何を目標にどのようにまちづくりを進めていくのかを示すもの。

マンホールトイレ: 避難施設にマンホールを設置し、災害発生時にはその上に簡易トイレとテントを設置して使用するトイレ。通常の仮設トイレに比べてくみ取りの手間が省け、断水が続き水洗トイレが使えない場合や、バキュームカー不足のケース等でも使用が可能となる。

マンホールポンプ: 地形的に自然勾配で流下させることが困難な狭小区域の下水を排水するため、マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水して排除する施設。

未来づくりプロジェクト: 町田市の都市の魅力を高めるために町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」で設定した 5 つのプロジェクト。

- ① 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト
- ② 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト
- ③ 団地再生に向けたプロジェクト
- ④ みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト
- ⑤ 基幹交通機能を強化するプロジェクト

や 行

有収水量: 下水処理場で処理した汚水のうち、不明水を除いた下水道使用料収入の対象となる水量のこと。

有収水量密度: 処理区域面積 1ha あたりの年間有収水量。

有収率: 処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となる有収水の割合を示したもの。有収率が高いほど下水道使用料収入の対象とすることができない浸入水が少なく、効率的であるといえる。

ら 行

流域関連公共下水道: 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。

※ 流域下水道・・・2 以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。事業主体は原則として都道府県である。